

# 新居浜市政策懇談会

## 提言書

平成25年12月2日

# コミュニティの再生

「コミュニティ再生ワーキンググループ」において、新居浜市の地域コミュニティを再生するための施策について検討した結果及び新規施策等について、次のとおり提言する。

## 1 検討事項

### 1) 地域コミュニティの定義

#### ◆対象者

地域コミュニティを再生する事業の対象者は、自治会員だけではなく、非自治会員も含め、エリア内に住んでいる全住民を対象として、エリア内に住んでいる全住民が取り組んでいく。

### 2) 自治会と公民館の関係性

公民館は、従来の社会教育施設の枠を越え、公民館が自治会を初め各団体と協力して、地域のネットワーク拠点となることを目指す。なお、公民館の市長部局への移管や指定管理者制度の導入については、今後検討する。

### 3) 地域づくりを推進するための組織

一律に取り組むのではなく、モデル地区を設定するなど、地域の実情に応じて取り組んでいく。

### 4) コミュニティ活性化の具体策と財政支援制度

地域をプラスの方向へ向けていく仕掛けづくり、公民館や自治会館を活用した事業等を、市が提示したメニュー項目に応じて、地域で取り組む意欲のあるところを優先する。なお、全市一律に取り組むものと、意欲のある地域で取り組むものとを区別する。

これらの事業を実行するに当たっては、新たな交付金制度が必要であり、現在の交付金制度の見直しを行い、新たな交付金を導入していく。

自治会役員手当又は実費弁償については、自治会に対して交付する交付金の中で支援するなど、何らかの形で支出する必要がある。

#### ◆コミュニティ活性化のメニュー項目

- (1) 地域課題解決
  - (2) 地域の誇りを磨く
  - (3) 地域づくりの仕組み、人材育成
- (例)

- ① 高齢者・社会的弱者に対する見守り・支援
- ② 三世代交流・子育て支援
- ③ サロン・交流の場・窓口の設置
- ④ 防災・防犯・安全安心なまちづくり
- ⑤ 地域の組織づくり、自治会加入促進
- ⑥ 地域住民・公民館職員の人材育成
- ⑦ 地域の魅力発見・発信、環境整備

## 5) 税金で対応する分野と地域コミュニティの境界線

### ◆防犯灯の維持管理

防犯灯は、すべての市民が恩恵を享受しており、防犯灯の設置や維持管理の費用負担は、自治会員のみの負担ではなく、税金で対応する分野であり、防犯灯のLED化の推進も必要である。防犯灯の補修や新設は、自治会と連携した対応システムが必要である。

### ◆ごみステーションの管理

自治会管理のごみステーションの利用や管理については、負担の公平を図るために、今後の議論を、市の環境部署に引き継ぐ。

### ◆地域コミュニティ税

地域コミュニティ税については、意識啓発の観点から、導入に賛成する意見が多数である。しかしながら、導入に当たっては、納税者への説明が必要である。地域コミュニティの活性化のために、まずは現在の税収入の中から捻出し、その後、地域コミュニティ税の導入について検討すべきである。

## 6) 市職員と地域の関係性の構築

地域の中で、市職員に期待していることは、市職員も地域の活動に参加し、地域住民と同じ目線に立って、協力し合い、一緒に関わって、労力を提供し、行政とのパイプ役となることである。

市職員と地域の関係性を構築し、お互いがレベルアップしていくために必要なことは、まず、市職員の意識改革である。そのためには、人材育成のための研修機会の拡充、今回のワーキンググループのような情報共有、議論の場が必要である。今後の議論は、次年度に引き継ぐ。

## 2 コミュニティ再生のための新規施策等の提言

以上の検討結果を踏まえ、コミュニティ再生のための新規施策等について、次のとおり提言する。

- 1) 地域課題を解決し校区の再生のために、現行制度を見直し、自治会役員に対する支援も考慮した新しい交付金を創設すること
- 2) 単位自治会の再生のために、防犯灯の電気代及びLED化の推進を全額市の負担として実施すること
- 3) 安全安心なまちづくりを推進するため、防災・防犯活動等に対し積極的な支援を行うこと
- 4) コミュニティ活動を市職員・市民が一緒になって取り組めるよう、市職員の意識改革を推進すること
- 5) 活力ある地域コミュニティを形成するために、市民の元気の源となる健康の増進、福祉の充実、環境問題への取り組み、危機管理体制の強化に関し継続的に議論を深めること

# 経済の再生

# 1 農林水産業の振興

---

本市農林水産業の共通課題として、農林水産物価格の低迷、従事者の高齢化、資材価格の高騰、深刻な担い手不足など、大変厳しい状況におかれている。この状況下、農林水産業の再生をめざし経済再生WGが組織され、関係者が意見交換をしながら、具体的な事業を提案する運びとなりました。以下、再生のための具体策をお示しいたしますので、実現に向け最大限の対応をお願いしたい。

## 1) 農業の振興

農業は、地産地消を推進することが最重点課題であるが、住農が混在し、小規模、不形成な圃場が多い本市の特徴を考慮すると施設園芸（ビニールハウス等）が望ましい。また、今後ますます深刻化する農業者の高齢化、後継者不足を解決するためには、新規就農者の発掘や担い手の確保が重要である。同時に、耕作放棄地対策、有害鳥獣対策を実施し、農業環境の改善を図るとともに、中・長期的には、国事業を利用した圃場整備、集落営農組織の充実を図るなど、農業を振興することで、地球温暖化防止等、農業が持つ多面的機能についても持続的に発揮させる必要がある。

さらに、水の安定供給を図ることが農業の持続的発展には欠かせないことから、揚水機の定期的な点検と計画的な改修による生産基盤の整備が必要である。

### ◆地産地消の推進

- 野菜ハウス設置事業
- 有機農法を基本にした農業振興事業

### ◆担い手の確保

- 新規就農者の発掘事業
- J A新居浜市共同機械利用者部会機械更新事業

### ◆農業環境の整備

- 新居浜市耕作放棄地解消促進事業
- 鳥獣被害防止対策事業
- 揚水機改修事業、地下水調査事業

## 2) 林業の振興

林業は、材価の低迷、林道等の整備の遅れによる放置林の増加、担い手不足が特に深刻であり、木材の消費拡大と間伐など適切な森林整備により林業を活性化させる必要がある。そのため、間伐材の利用拡大や地域産材のPR、川上から川下まで一体となった木材流通の効率化に努めることで、安定的な林業経営の基盤づくりを図るとともに、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させる必要がある。

### ◆木材の積極利用

○新居浜市地産地消の家づくり促進事業

### ◆森林整備の促進

○新居浜市間伐材出荷促進事業

## 3) 水産業の振興

水産業は、魚価の低迷、消費量の減少、担い手不足、漁港施設の老朽化が重要課題となっているが、なかでも消費拡大と施設の老朽化対策を特に重点化して対応すべきである。消費拡大は、地元水産物を生かした水産物加工品の開発等により、水産物の高付加価値化を図り、将来的には、加工、運搬、販売を異業種の協力のもと安定供給できる体制づくりを推進する必要がある。

また、漁業を推進するうえで、漁港施設整備はその基盤となるものであり、作業効率の向上や安定的な経営環境の確保のため、老朽化が著しく、組合だけでは対応できない状況にある保冷施設、浮棧橋、製氷機などの漁業組合管理施設に対する適切な支援が必要である。

### ◆水産物の高付加価値化の推進

○地産材料を活用した六次産業化ネットワーク事業

### ◆漁業生産基盤の整備

○漁業環境整備事業

## 2 商業の振興

---

全国的に商店街を取り巻く環境は厳しい状況に置かれており、本市においても例外ではない。消費者ニーズの多様化による店舗販売以外のインターネット販売、TVショッピング、カタログ販売等様々な媒体の台頭、それにとまなう店舗の売り上げの大幅な落ち込みに対し、有効な手段が見つからないのが現状である。このような状況の中、経済再生WGを通し、中心商店街の今後の再生に向けての具体策を提言する。

### 1) 商業の振興

商業（中心市街地）の振興については、単発のイベントの開催や、短期間の事業の実施で実現できるものではなく、一定規模かつ長期的な政策が必要となる。そのため、今年度より新居浜商工会議所、新居浜商店街連盟、新居浜市による中心商店街活性化のための協議を毎月実施し、まちづくり協議会や検討委員会等の組織の設置についての協議を進めている。今後、これらの組織を通じて長期的な計画のもと国庫補助を利用した中心商店街再開等の実施について検討する予定である。

したがって、現時点で、具体的に決定している計画はないが、計画実現に向けて、現時点で要望の高い「銅夢にいほま」の産直市場への用途変更に向けて、「一定期間の産直市の実施」が必要である。なお、その際の出店業者については、経済再生WG関係団体にも協力を仰ぎ、業種を超えた横の連携も図る。

#### ◆商店街の活性化

- 商業（中心商店街）の再生に向けて
- 「銅夢にいほま」を利用した「産直市場」の実験的事業



### 3 観光・物産の振興

---

本市の着地型旅行商品の造成という新たな取り組みにあわせた、観光協会や物産協会を初めとする民間の取り組みが重要と考える。

観光関係では、市外の観光客に対しての観光PRや情報発信、観光客を誘致するための観光宣伝の充実を図る必要があり、物産関係では、地場製品の紹介宣伝、販路開拓及び地場製品の開発による地域経済の活性化を行う必要がある。

以上から、今後の経済再生に向けての具体策を提言いたしますので、実現に向けての対応をお願いしたい。

#### 1) 観光の振興

本市が今年度から着手している着地型旅行商品の造成事業は、これまでになかったような観光推進についての試みであるが、始まったばかりであり、今後の取り組みが重要である。また、市外の観光客に対しての観光PRや情報発信が不足しており、観光客を誘致するための観光宣伝の充実を図る必要がある。

##### ◆観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実

- 着地型旅行商品造成事業
- ラッピング車両による広告宣伝事業
- 観光フリーペーパー作成事業
- ブロガー旅行記による観光PR事業

#### 2) 物産の振興

新居浜市物産協会では、新居浜の地場製品の紹介宣伝、販路開拓及び地場製品の開発を行い地域の活性化を目指している。しかし、会員企業の大半が中小企業であり、新商品開発、販路開拓等を行う上で資金調達は大きな問題となっているが、現在の中小企業振興条例にある新製品開発事業補助では物産協会会員企業（食料品製造等）の商品が対象となっていない。

また、市内外で各種物産展等を積極的に行っているが、規模の小さな団体であり、開催する費用は限られたものとなっており、十分な活動ができていない。

◆新居浜ブランドの育成・拡大

○新商品の開発、商品のブランド化のための補助事業

○物産振興対策事業

## 4 工業の振興

---

本市のものづくり企業が、グローバル化や少子高齢化、環境社会への対応などの経済環境の変化に対応し、持続可能な経営基盤を発展させるためには、グローバル社会等を勝ち抜く競争力を持ち、新たな経済環境に対応できる企業体質に変革することが求められている。そのため、①支援体制の強化・拡充、②人材の育成・確保、③企業誘致・立地（新規投資）の促進等の観点からものづくり産業の振興を図るための取り組みを提言する。

### 1) 支援体制の強化・拡充

厳しい経済環境の中で生き残りを図っていくためには、研究開発や販路開拓などを図り、イノベーションを実現していかなければならない。そのためには、行政や支援機関が意欲を持つ地域企業の取り組みを支援することが重要であり、それらの支援を効果的に行える体制の整備を行っていただきたい。

更には、その取り組みにあたっては、新居浜固有の取り組みを進めることが重要であり、企業間の連携、新事業展開・創業支援の促進、中小企業振興条例による支援など、新居浜らしさを考慮した施策展開になるよう努めていただきたい。

#### ◆支援体制の強化

- 市長によるトップセールス
- 実効性のある支援体制の構築
- 行政手続き等を一元的に取り扱う窓口の設置

#### ◆企業連携の推進

- 機械設備の共同利用
- ものづくり企業のグループ化
- ニーズ把握や補助制度の充実

#### ◆新事業展開・創業支援の促進

- 第1次産業や第3次産業と連携した加工機械器具・工業製品の開発
- 国・県・支援機関との新事業展開・創業支援への連携強化

#### ◆中小企業振興条例の拡充

- コンサルタント導入、試作品製作への補助金強化
- 設備投資に対する支援強化

## 2) 人材の育成・確保

企業OBの活用や若年者の育成はもちろんのこと、女性の活用やUターンやIターンをターゲットとした取り組みを進める必要がある。さらには、企業が求める人材について情報収集に努めるとともに、中小企業で働く労働者への住宅環境の整備、工業系高校生の地元製造業への就職支援策などを進めていただきたい。

### ◆人材の育成

- 中小企業が求める人材の情報収集とデータベース化
- 雇用マッチング支援

### ◆人材の確保

- Uターン・Iターンインターンシップ受け入れ促進
- 独身社員用借り上げ制度、新入社員敷金礼金補助制度の創設

## 3) 企業誘致・立地（新規投資）の促進

ものづくり産業の立地が、他の産業にもたらす経済波及効果は大きく、ものづくり企業の誘致や既存企業への継続的な支援を行うことは、市民の雇用の維持確保のためにも、重要な視点である。そのためには、現在の経営環境にあった企業立地奨励制度の改正や大胆な企業誘致施策の展開が望まれる。また、立地環境による集約を行っていくことで、企業連携が促進されることが期待されることから、環境整備等に努めていただきたい。

### ◆企業立地促進条例の要件緩和

- 企業立地促進条例の改正

### ◆経済特区の検討

- 大手企業誘致を目指した大胆な経済特区の創出

### ◆企業誘致・立地に係る環境整備

- 臨海部に集中する工業用地の防災対策（各種インフラ）
- 大型車両に対応した道路インフラ整備等

## 4) その他

ものづくり企業が、さまざまな経済環境変化に柔軟に対応できるよう、平成22年3

月に「新居浜市ものづくり産業振興ビジョン」を策定した。その進捗状況については、今回検証することができなかったが、次年度以降の見直し作業の中で、進捗状況の把握に努めながら、検証作業を行っていただきたい。

また、新たな産業分野の創出のためには、思い切った規制緩和等も視野に入れ、企業が取り組みやすい環境づくりに努めていただきたい。

◆規制緩和

○ニーズ把握や経済特区等対応策の検討

◆ものづくり産業振興ビジョンの検証

○ものづくり産業振興ビジョンの進捗検証、抜本的な見直し

# 市政全般に関する事項

## 1) 補助金公募制度について

補助金公募制度は、公金支出の透明性と公平性の確保、市民と行政との協働による公益活動の促進等について、一定の成果があったと評価している。このうち、補助事業公募審査会で公開審査する補助金については、審査委員が、妥当性、効果効率性の観点から、採点評価を行っているが、最終的には市長が政治的、政策的な見地から判断することができるよう補助金公募制度の見直しを検討すべきである。

## 2) 政策推進体制の充実について

市長が公約として掲げる「共につくろう 笑顔輝く新居浜市 夢をかたちにチームにはま！！」の実現に向けて、幸せの 48 施策に精力的に取り組まれているが、早期に実現が可能な公約については、スピード感を持って取り組んでいただきたい。そのためには、職員の意識改革、市役所内部の政策推進体制の更なる充実を図る必要がある。

## 3) 産・官・学の連携について

ものづくりのまち新居浜の地域力を向上させるため、産・官・学連携による付加価値の高い製品等の開発や、新事業へ展開していくための金融支援など、地域の総合的な連携支援体制を強化する必要がある。

## 4) 住友企業との連携について

ものづくりのまち新居浜の礎である住友企業との連携を強化するため、今一度、共存共栄の原点に立ち返り、住友企業と行政、地元産業界との事務レベルでの協議の場の充実を図るなど、住友企業との連携を再構築する必要がある。

## 5) 新たな企業誘致等に向けた取り組みについて

東部工業団地と新居浜 I・C を結ぶ都市計画道路「郷・桧の端線」の沿線において、新たな内陸型工業団地や都市公園等の用地取得に向けた取り組みが必要である。

## 6) 中心商店街の再生について

中心商店街の活性化のため、行政と商工会議所、商店街連盟が継続的に連携を図り、中心商店街の再生に向けた取り組みを強化する必要がある。

